

墨田区消費者ニュース

編集・発行/墨田区地域振興部商工担当生活経済課消費者・勤労福祉担当
〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20 電話 5608-6184

健康食品の安全性や効能について 消費者と業界の懇談会を開催しました

去る2月15日、消費者と業界の懇談会「健康食品の安全性や効能について～表示内容の見方等を含めて～」を区役所で開催しました。懇談会には、(講師・コーディネーター) 独立行政法人国立健康・栄養研究所 梅垣室長、(事業者) アサヒフードアンドヘルスケア(株)、花王(株)、大塚製薬(株)、(行政) 東京都福祉保健局、墨田区保健所生活衛生課、また消費者代表として墨田区消費者団体連絡会役員3名並びに消費者団体の皆様方が出席し、講師の講演の後、来聴の方も交え、活発な討議が行われました。今回はこの懇談会の概要をご紹介します。

分かりやすい表示を

(消費者代表=以下消費者) 分かりやすい表示をお願いしたい。

(花王) 極力踏み込んだ表現をしているが、疾病に効果がある、病気を予防する、といった表現は法律の制約があり、できない。できるだけ分かりやすい表示とするよう努力していく。

(大塚) 分かりやすい表示を目指しているが、各法律による表示すべき項目が多く、製品のラベルに表示するには、現在のようになってしまう。

(区) 表示する項目が多く小さな字で表示されていることがあるが、直ちに違反とはならないので業者と意見交換し、なるべく分かりやすい表示とするよう指導している。

健康食品の効果・実態は

(消費者) 健康ブームで健康食品・栄養補助食品と数多く販売されているが、それらは本当に効果があるのか。

(アサヒ) 商品の設計段階で成分の働きや安全性について、文献調査や動物試験等を行い、客観的に評価するよう努めている。

(区) 健康食品は、効果効能をうたうことができない。また期待する効果があったとしても、一般

的には長期的に摂取することで緩やかに現れると考えるのが良い。

(消費者) 健康食品の89%が不当表示であるような新聞記事を見たが、実態はどうか？

(都) 都が行っている健康食品の試買調査結果のことである。これは、食品衛生法、薬事法、健康増進法、JAS法、景品表示法のいずれかに違反している製品の割合で、①購入するときに怪しいものを購入する②表示する順番が違うなどの軽易な違反も含まれている③健康食品を何とか売ろうとして、勇み足的な表示をしてしまう、などの理由で違反率が高くなっていると思われる。

(来聴者) 中国の健康食品で健康被害があるようだが。

(コーディネーター) 健康食品の利用は基本的にすべて自己判断でということになる。個人輸入のものは特に注意が必要。さまざまな情報があふれているので、行政が出す情報を見て判断するほうがよい。健康食品の利用において、①病気の治療目的に利用するものではない②医薬品のような効果は期待できない③摂取しても必ずよくなるとは限らない、ことを知っておくことが重要。

独立行政法人国立健康・栄養研究所のホームページで、「健康食品」の安全性・有効性情報が紹介されています。

<http://hfnet.nih.go.jp/main.php>



人工皮革製品のクリーニングの注意点

そろそろ冬のコートクリーニングする時期になりました。近年、毛皮や皮に似せた人工素材のコートやジャケットが流行しています。本物と見分けのつかないものもたくさんありますが、特性はまったく異なりますので、正しい取り扱いが必要です。

人工素材の特徴

合成皮革

布や不織物などの基布の上に合成樹脂をコーティングしたもので、ポリウレタン系と塩化ビニル系があります。



人工皮革

特殊不織物の基布の上に合成樹脂をコーティングしたものです。

長所

価格が安い、色数が豊富、染色・堅牢度に優れている、カビが生えない、いやな臭いが無い、軽く柔らかくしわになりにくい。

短所

吸湿性・放湿性が劣る、引っかき傷に弱い。ポリウレタン製品は水分や光などによって経年劣化し、表面の剥離、べたつき、硬化、ひび割れ、

変色が起こる場合がある。塩化ビニル系製品は長時間たたんでおくと接している面がくっつき、ドライクリーニングで硬化することがあります。

注意点

- ① 素材によりドライクリーニングできるものとそうでないものがあります。
- ② ドライクリーニング後はカバーをはずして2～3日は陰干しを。乾燥が不十分だと化学やけどを起す場合があります。
- ③ 耐久性が劣るのでクリーニング賠償基準でも耐用年数は2年となっています。
- ④ 熱に弱いので直接アイロンをかけたり、暖房器具に近づけたりするのは避けます。
- ⑤ 異素材を組み合わせたものや海外の製品は、特に手入れや保管の注意が必要です。
- ⑥ 購入時に表示をよく見て、分からない場合は販売店に取り扱い方法を確認するなどして選びましょう。



詳しくは、**すみだ消費者センター**にご相談ください。

困ったときは早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室

相談日:月～金曜日

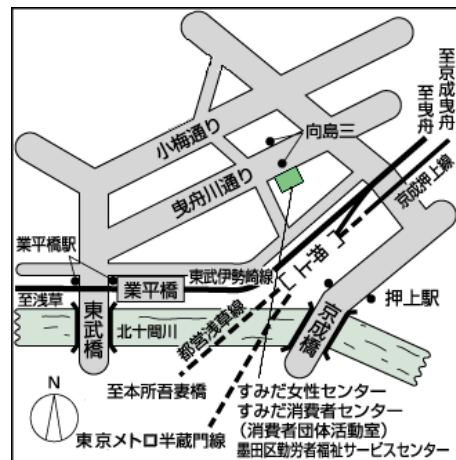
相談時間:午前9時30分～正午
午後1時～4時30分

専用電話:5608-1773

*最初は電話でご相談ください

*電話による相談は、午後4時までです

住所:墨田区押上 2-12-7-215



交通/東武線業平橋駅、京成線・東京メトロ半蔵門線 押上駅(A3出口)から、それぞれ徒歩約5分